

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
2022年度奨学事業実施要項

1. 奨学生の資格及び基準

(1) 奨学生の資格

スポーツを積極的に行うジュニアでスポーツを通じ明るく豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与し、他の模範となる方とします。但し、スポーツプロフェッショナル認定者や企業とのスポンサー契約等をされている方は申請できません。

(2) ジュニア育成奨学生

- ① 全てのスポーツ競技で、専攻するスポーツの種目において自他ともに認める力量を有していること。
- ② 海外からの留学生を含み、スポーツ振興を目指すジュニアアスリートまたは将来の指導者を目指している方。
- ③ 年齢は、4月2日時点で満10歳以上、満30歳未満とします。

2. 奨学金の給与金額

【ジュニア育成奨学生】(対象年齢は、申請年度の4月2日時点の年齢となります)

- (1) 高等学校以下 月額4万円(年間48万円)以内
 - ① 満10歳以上、満18歳以下で小学校から高等学校に在学する者および年齢に属する者
- (2) 大学生以上 月額5万円(年間60万円)以内
 - ① 満18歳以上満30歳未満で大学・大学院・専門学校に在学する者

3. 申請手続

【ジュニア育成奨学生】

「ジュニア育成奨学金給与申請書」に在学学校長又は学部長推薦書、指導者からの推薦書(各指定書式)、論文等(応募区分で指導者を選んだ方は必須)を添付して、次項申請書送付先まで郵送で申請ください。なお、申請書は返却いたしません。

- (1) 申請に関する指定書式は、当財団ホームページの「奨学事業」より、最新の申請書・各推薦書等必要な書類をダウンロードし、申請お願いいたします。
- (2) 旧書式を使用し申請された場合は、再提出をお願いいたしますので、ご注意ください。

4. 申請期限と給与決定

- (1) 申請期限 2021年12月20日(当日消印有効)
- (2) 給与決定 2022年 3月 1日頃(予定)
 - ① 給与決定者には、後日誓約書・給与振込先を含め提出書類等を郵送いたします。
 - ② 給与決定後、入学又は進学が出来なかった場合は、給与を取り消すこととなります。

5. 審査と結果通知(奨学事業共通)

- (1) 審査委員会において厳正なる書類審査により可否を決定いたします。
- (2) 審査結果は、可否に関わらず本人及び在学学校長又は学部長へ連絡いたします。
- (3) 可否に係わる問い合わせは、いかなる場合であっても回答致しかねますのでご了承ください。
- (4) 奨学金の給与が決定した場合は、2022年4月1日以降の在学証明書、指定の「誓約書」と「奨学金振込先」のご提出をもって奨学金をご指定の銀行口座へお振込みします。(詳細は後日、給与決定者にご連絡いたします。)

6. その他

- (1) 給与が決定した場合、当財団の印刷物・ホームページで競技種目・氏名・所属校等を公表する場合があります。
- (2) 所属校からの問合せがあった場合は回答いたします。(合否を除く)
- (3) 申請書類上の個人情報については、当奨学生選考以外には使われることはありません。
- (4) 給与が決定した場合は、指定の活動報告書にて年2回(前期・後期)の提出義務が生じます。
 - ① 活動報告書については後日、当財団事務局よりご案内いたします。
(指定の書式データは当財団ホームページよりダウンロード可)

お問合せ・申請書等送付先

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局
〒113-8543 東京都文京区湯島3-23-13
TEL: 03-3839-7195
FAX: 03-3839-7196
Email: zaidan@yonex.co.jp